

「日常交通の調査」にご協力ください

静岡県と袋井市を含む西遠都市圏の4市2町（袋井市・浜松市・磐田市・湖西市・森町・新居町）では、都市圏にお住まいの人（パーソン）のある1日の移動（トリップ）を把握する調査を実施します。

県と市では、調査結果をもとに地域に適した総合的な都市交通計画を立て、将来の暮らしやすい街づくりに向けた様々な施策を実施します。この調査の結果は基礎的なデータとして活用します。暮らしやすい街づくりのため欠かせない調査です。

対象 およそ7世帯に1世帯の割合で無作為に選ばれた家庭の5歳以上の皆さん

時期 10月～11月

調査方法 選ばれた家庭には、事前に郵送でお知らせした後、調査員が伺います。

調査 → 計画 → 街づくり

～調査結果はこのような生かされます～

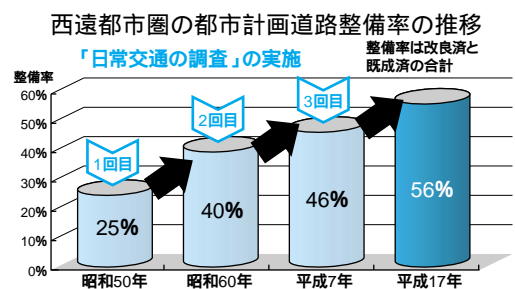
西遠都市圏では、昭和50年・60年・平成7年とこれまでに3回の「日常交通の調査」を行いました。その成果として、これまでに次のような施策が実施されています。

道路...都市計画道路の整備（右表参照）

公共交通...鉄道新駅（JR愛野駅）の設置、

P&R（パーク・アンド・ライド）（ ）の推進

歩行者など...歩道・自転車道などの整備



⑩ 都市計画課計画係 ☎44-3122

詳しくは、県建設部ホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/>）をご覧ください。

（ ） 自宅から最寄りの駅やバス停まで車で行き、その周辺に駐車し、公共交通機関を利用して移動すること。

美しい景観を創るために、屋外広告物の掲出にもルールがあります

屋外広告物とは、屋外で不特定多数の人に向けて、常時または、一定の期間継続して掲出される看板や広告塔、はり紙、立て看板、建物に描かれた広告などです。

屋外広告物を無秩序に掲出しないためにも県では、「屋外広告物条例」で一定のルールを定めています。

私たちのまちの美しい景観を“守る”とともに、“創って”いきましょう。

屋外広告物の規制地域

特別規制地域	普通規制地域
<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち第1種・第2種低層住居専用地域 ・指定文化財の周囲 ・東名高速道路から500mの等距離線範囲内の地域 ・国道1号から300mの等距離線範囲内の地域 ・都市公園や学校など <p>特別規制地域では、原則として屋外広告物を掲出することはできません。ただし、お店の看板などの自家広告物（合計で5㎡以下は許可不要）や案内広告物は、許可を受けて掲出することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち第1種・第2種低層住居専用地域を除く地域 ・東名高速道路から1,000mの等距離線範囲内の地域 ・国道1号から500mの等距離線範囲内の地域 ・国道150号から500mの等距離線範囲内の地域 ・県道袋井大須賀線から500mの等距離線範囲内の地域 ・県道磐田掛川線から500mの等距離線範囲内の地域 <p>普通規制地域では、屋外広告物の掲出には許可が必要です。ただし、商業地域は20㎡以下、その他地域は10㎡以下の自家広告物の許可は不要です。</p>

屋外広告物の多くは、設置するために許可が必要です。必ず事前にご相談ください。

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施してください。

<土地を提供する方へのお願い>

所有する土地を広告主に貸す場合は、その土地に表示・設置される看板などが一定の基準を満たし、必要な許可手続きなどが行われ、設置者において適切に管理されているか確認をお願いします。

9月10日は「屋外広告の日」
昭和48年9月10日、改正屋外広告物法が国会を通過したことを記念して、昭和49年に設けられました。

⑩ 都市計画課計画係 ☎44-3122